

平成29年度「外国出願支援事業」の公募について

公募要領

○公募期間

平成29年5月8日（月）～平成29年5月26日（金）

○提出先

〒600-8813

京都府京都市下京区中堂寺南町134 京都府産業支援センター2F

公益財団法人 京都産業21 イノベーション推進部 産学公住連携グループ

○提出方法

郵送の場合： 平成29年5月26日（金）の消印有効

持参の場合： 平日の午前9時～正午、午後1時～午後5時

平成29年5月

公益財団法人 京都産業21

【留意事項】

- 中小企業者等外国出願支援事業は、特許庁からの補助金を受けて都道府県の中小企業支援センター等（京都府にあっては、公益財団法人京都産業21（以下「財団」という。）及び独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）（以下「JETRO」という。）、京都市にあっては京都高度技術研究所（以下「ASTEM」という。））が実施する事業です。
- 応募に当たっては、財団とJETRO、ASTEMのいずれにも応募することは可能ですが、JETROとの同一案件の併願（重複）はできなくなりました。また、一企業あたりの補助金上限額については、財団、JETRO及びASTEMの合計額となります。
- 補助金申請額は助成対象経費の1/2の金額になります。その際の1,000円未満は切り捨てです。
- 日本国特許庁への出願経費及び消費税、海外付加価値税（VAT）等は補助対象外です。
- 交付決定前に外国出願した案件は対象となりません。
また、交付決定前に発生した費用（例えば翻訳費）については補助対象になりません。

1. 事業の目的

京都府内の中小企業者等による産業財産権に係る外国出願（特許、実用新案、意匠、商標、冒認対策商標）及び事業協同組合、商工会、商工会議所及び特定非営利活動法人（以下「NPO」という。）が行う地域団体商標の外国出願を支援することによって、府内の中小企業者等の海外事業展開を促進します。

2. 事業の概要

中小企業者等が外国への事業展開等にあたり行う産業財産権に係る外国出願（特許、実用新案、意匠、商標、冒認対策商標）に要する経費を1/2以内（権利ごとの助成上限額以内）で助成します。

3. 補助対象者の条件

以下の（1）若しくは（2）を満たす中小企業者等

（1）中小企業者による外国出願

外国出願を予定しており、以下の①～⑥の条件を全て満たしている者

- ①中小企業者（注1）又は「中小企業者で構成されるグループ」（構成員のうち中小企業者が3分の2以上を占め、中小企業者の利益となる事業を営む者）であること

- ②みなし大企業に該当しないこと（注2）
- ③京都府内に本社を有し事業を実施していること
- ④補助金交付を受けるにあたり、外国特許庁への出願業務を依頼する国内弁理士等の協力を受けられること（国内弁理士等に依頼しない場合は、依頼する場合と同等の書類を自らの責任で財団あてに提出できること）
- ⑤補助事業完了後の状況調査に対し、積極的に協力すること
- ⑥「暴力団排除に関する誓約事項」に記載されている事項に該当しないこと

(注1) 中小企業支援法第2条第1項～3項に規定される中小企業者

業種	定義
製造業、建設業、運輸業その他（下記以外）	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人
ゴム製品製造業	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が900人以下の会社及び個人
卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人
小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人
サービス業（下記以外）	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人
旅館業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が200人以下の会社及び個人

(注2) 「みなし大企業」とは以下に該当する企業です。

- ①大企業（※）が単独で発行済株式総数または出資総額の2分の1以上を所有または出資している中小企業者。
- ②大企業（※）が複数で発行済株式総数または出資総額の3分の2以上を所有または出資している中小企業者。
- ③役員総数の2分の1以上を大企業（※）の役員または職員が兼務している中小企業者。

※大企業とは、中小企業基本法に規定する中小企業者以外の者であつて、事業を営む者をいいます。ただし、以下に該当する者については、大企業として取り扱わないものとします。

- ・中小企業投資育成株式会社法（昭和38年法律第101号）に規定する中小企業投資育成株式会社
- ・投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号）に規定する投資事業有限責任組合。

(2) 地域団体商標に係る外国出願

- ①地域団体商標の外国出願を予定しており、以下の(i)から(iii)のいずれかに該当し、京都府内で設立されている者
 - (i)事業協同組合その他の特別の法律により設立された組合
 - (ii)商工会、商工会議所
 - (iii)特定非営利活動法人（NPO法人）
- ②補助金交付を受けるにあたり、外国特許庁への出願業務を依頼する国内弁理士等の協力を受けられること（国内弁理士等に依頼しない場合は、依頼する場合と同等の書類（間接補助金交付の必要書類）を自らの責任で財団あてに提出できること）
- ③補助事業完了後の状況調査に対し、積極的に協力すること
- ④「暴力団排除に関する誓約事項」に記載されている事項に該当しないこと

4. 補助対象事業

以下の(1)及び(2)の要件を満たす外国出願

- (1) 既に日本国特許庁に行っている国内出願を基礎として、採択・交付決定後かつ年内に(ア)～(エ)のいずれかの外国出願を行う予定の事業
 - (ア) パリ条約等に基づき優先権主張等をして行う外国特許庁への出願

パリ条約等に基づき、同条約第4条の規程による優先権を主張して行う外国出願。ただし、商標登録出願の場合には、必ずしも優先権の主張は要しません。
 - (イ) 特許協力条約に基づき、外国特許庁への出願を行う方法（PCT国際出願を同国の国内段階に移行する方法）

ダイレクトPCT出願の場合、PCT国際出願時に日本国を指定締約国に含み、国内移行する案件に限ります。

受理官庁へのPCT出願及び国内移行までの各手続（国際段階の各手続）については本補助金では対象外となります。
 - (ウ) ハーグ協定に基づく外国特許庁への国際意匠出願

「既に日本国特許庁に行っている出願」には、ハーグ協定に基づく国際出願時に日本国を指定締約国とするものを含みます。
 - (エ) マドリッド協定議定書に基づく国際商標出願（マドプロ出願）

日本国特許庁を受理官庁として行う国際商標登録出願前に補助金申請することが必要です。
- (2) 外国特許庁への出願の基礎となる国内出願と予定している外国特許庁への出願の出願人名義が同一であること。

【留意事項】

- 申請時点において、既に日本国特許庁へ出願済であって、かつ本補助金の交付決定後、年内に外国特許庁へ同一内容の出願を行う予定の案件が補助対象となります。よって、財団からの交付決定前に外国出願した案件は補助対象となりません。
- 外国への第1国出願（日本国特許庁への基礎出願がないもの）は補助対象とはなりません。
- 優先権主張期間内に優先権を主張して外国特許庁へ出願する案件が補助対象となります（商標登録出願を除く）。

5. 補助率、補助上限額、補助対象経費

(1) 補助率

補助対象経費の2分の1以内とする。

ただし、1,000円未満は切り捨てです。

(2) 補助上限額

1企業に対する1会計年度の補助金の総額	300万円/年
1出願に対する1会計年度の補助金の総額	○特許出願 150万円/件 ○実用新案登録出願、意匠登録出願又は商標登録出願（冒認対策は除く。） 60万円/件 ○冒認対策商標 30万円/件

※案件の数え方について

○Aという基礎出願について、米国、欧州、中国の3カ国に出願する場合は1案件として計算

○Bという基礎出願について米国に出願、Cという基礎出願について別途米国に出願する場合、2案件として計算

※採択された場合でも、予算の都合等により補助金額が減額されることがあります。

※他の事業者と共同で外国特許庁への出願を行う場合には、申請者の持ち分比率に応じた額（かつ補助対象者が負担した額の範囲内）を補助対象経費とします。

※日本国特許庁への出願経費及び消費税、海外付加価値税（VAT）等は対象外です。

(3) 補助対象経費の区分

外国特許庁への出願手数料	外国特許庁への出願に要する経費
現地代理人費用	外国特許庁に出願するための現地代理人に要する経費
国内代理人費用	外国特許庁に出願するための国内代理人に要する経費
翻訳費用	外国特許庁に出願するための翻訳に要する経費
大臣等が必要と認める経費	本事業を実施するために大臣等が特に必要と認めた経費

【留意事項（補助対象外となる経費）】

- 交付決定日以前に発生し、支払を行った費用
- 一度外国特許庁に出願料を支払った後、追加的に外国特許庁に支払う費用
(例：後日行った審査請求に係る費用、出願に不備等があった場合の補正費用等)
- 仲介手数料、第三国の代理人へ支払った費用
- 日本国特許庁への出願に要する経費（PCT出願に要する国際出願手数料、ハーグ協定に基づく意匠の国際出願に係る手数料の一部、マドリッド協定に基づく国際商標登録出願に要する本国官庁手数料、優先権証明書の発行費用等を含む。）
- 国内代理人費用等にかかる消費税
- 外国における付加価値税（VAT）

6. 申請手続き等の概要

(1) 受付期間

平成29年5月8日（月）～平成29年5月26日（金）

(2) 提出先

〒600-8813

京都府京都市下京区中堂寺南町134 京都府産業支援センター2F

公益財団法人 京都産業21 イノベーション推進部 産学公住連携グループ

(3) 提出方法

郵送： 平成29年5月26日(金)の消印有効

持参： 平日の午前9時～正午、午後1時～午後5時

※締め切り日を過ぎた提出は一切受け付けません。（消印は有効です。）

※締め切り直前の提出は事務処理が滞ります。締め切り日以前の早い時期の

ご提出をよろしくお願ひします。

(4) 提出書類

以下の申請様式、添付書類のご提出をお願いします。

①申請様式（経済産業省「実施要領」ご参照）

○様式第1-1：間接補助金交付申請書

（→冒認対策商標の場合は様式第1-2を使用のこと）

○様式第1-1の別紙第1：協力承諾書

（→冒認対策商標の場合は様式第1-2の別紙第1を使用のこと）

○様式第1-1の別添：役員等名簿

（→冒認対策商標の場合は様式第1-2の別添を使用のこと）

②添付書類一覧

資料 No.	添付書類	法人	個人 事業者	事業 協同 組合	商工 会・商 工会 議所	NPO 法人
1	登記簿謄本の写し（発行日から3ヶ月以内）	○			○	○
	住民票の写し（発行日から6ヶ月以内） （マイナンバーの記載のないもの）		○			
	定款			○		
2 (*1)	事業概要	○			/	/
	事業者の概要		○			
	組合員名簿			○		
3 (*2)	役員等名簿（別紙）	○	○	○	○	○
4	直近2期分の決算書 （貸借対照表及び損益計算書）等の写し等	○		○ (*6)	○	○
	直近2年分の確定申告書の控え等		○			
5	外国特許庁への出願の基礎となる国内出願 に係る出願書類(*3)	○	○	○	○	○
6 (*4)	外国特許庁への出願に要する経費が確認で きる見積書等（写しも可）	○	○	○	○	○
7	外国特許庁への出願に要する経費に関する 資金計画（自己資金・借入金等） （財団公募要領の別紙参照）	○	○	○	○	○

8 (*5)	先行技術調査等の結果	○	○	○	○	○
9	外国特許庁への出願が共同出願の場合は、持ち分割合及び費用負担割合の明記がある契約書等の写し	○	○	○	○	○
10	その他財団が定める事項(財団別紙参照) 外国特許庁への出願に要する経費に関する 遂行状況報告書	採択決定後、補助事業の遂行及び収支の状況について、財団の求めに応じて速やかに報告する。				

- *1 法人における「会社の事業概要」及び個人事業者における「事業者の概要」については、それぞれ事業概要が明記されているパンフレットによる代用が可能
- *2 「役員等名簿」については、別添を参考に、法人である場合は役員、個人事業者である場合はその者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者について記載する
- *3 PCT 国際出願の場合は、PCT 国際出願の出願書類、国際報告書、見解書、日本を指定締約国としたハーグ協定に基づく国際登録を外国特許庁への出願の基礎となる国内出願とする場合には、当該国際登録に係る国際事務局発行の「国際登録証明書」(INTERNATIONAL REGISTRATION CERTIFICATE)
- *4 「見積書等(写しも可)」については、現地代理人費用の支出予定先の明記が必要(翻訳費用等についても、国内代理人が他者に依頼する場合は、支出予定先を明記)。
また、交付申請書の「3. 間接補助金交付申請額(内訳)」における経費区分ごと及び出願国ごとの計算過程及び助成対象経費か否か分かるように記載すること。
- *5 「先行技術調査等の結果」については、調査結果のみならず、調査種類、調査対象範囲、調査実施者等も記載する。なお、J-P l a t P a t (特許情報プラットフォーム)による検索結果の写し、P C T 国際出願に関する国際調査報告書の写し、国内出願がすでに登録査定となっている場合は特許査定通知等の写し(商標登録出願の場合は除く)による代用が可能。
- *6 認可庁等に報告しているもの

7. 選定方法

申請者からの申請内容を外部の有識者で構成する審査委員によって評価を行い、採択者を決定します。評価の基準は以下のとおりです。

<選考基準>

- ①先行技術調査等の結果からみて、外国での権利取得の可能性が明らかに否定されないと判断される出願であること。
- ②補助を希望する出願に関し、外国で権利が成立した場合等に、当該権利を活用した事業展開を計画していること
または、補助を希望する商標登録出願に関し、外国における冒認出願対策の意思を有していること
- ③産業財産権に係る外国出願に必要な資金能力及び資金計画を有していること

8. 採択

- ①採択となった場合、財団から交付決定通知を送付します。

交付決定日以降に弁理士への発注や支払い、外国出願を行って下さい。

補助対象期間（採択・交付決定後かつ平成29年12月20日まで）外に上記事項を行った経費は対象外です。

- ②採択となった場合、採択の企業名、所在地、採択事業の種別（特許等）は公表いたしますのでご了承下さい。

（採択件数、交付決定金額についても公表することがあります。）

9. 問い合わせ先

〒600-8813

京都府京都市下京区中堂寺南町134 京都府産業支援センター2F

公益財団法人 京都産業21 イノベーション推進部 産学公住連携グループ

電話： 075-315-9425

午前9時～正午、午後1時～午後5時（土、日、祝日を除く）

10. 事業スケジュール（予定）

平成29年	5月 8日（月）	応募開始
	5月26日（金）	応募締め切り（必着、消印有効）
	6月中	採択決定
	12月20日（水）	事業実施完了（補助対象となる外国出願完了）
平成30年	1月19日（金）	実績報告書の提出
	2月中	補助金額の確定

以上

記入例

様式第1-1 (1-2) の別添

役員等名簿 (記載例)

氏名カナ	氏名漢字	生年月日				性別	会社名	役職名
		和暦	年	月	日			
ケン シツ	訓練 実施	S	30	03	04	M	株式会社訓練	代表取締役社長
トウキ イロウ	東北 一郎	S	40	01	01	M	株式会社訓練	常務取締役
カンサイ シロウ	関西 次郎	S	45	12	24	F	株式会社訓練	取締役営業本部長
トッキョ ハコ	特許 花子	S	55	04	18	F	株式会社訓練	監査役

(記入上のご注意)

- ・役員等には監査役を含む
- ・氏名カナ (半角、姓と名の間も半角で1マス空け)
- ・氏名漢字 (全角、姓と名の間も全角で1マス空け)
- ・生年月日 (半角で大正はT、昭和はS、平成は H、数字は2桁半角)
- ・性別 (半角で男性はM、女性はF)
- ・会社名及び役職名を記載 (上記記載例参照)
- ・外国人については、氏名欄にはアルファベットを、氏名カナ欄は当該アルファベットのカナ読みを記載する

記入に際しては、HPの【申請書等記入例】を
ダウンロードしてご記入ください。

別紙 資金計画(京都産業21仕様)

外国特許庁への出願に要する経費に関する資金計画(自己資金・借入金等)

1. 資金計画

(単位:円)

区分	金額	資金の調達先等
自己資金		
借入金		
間接補助金		(公財) 京都産業21へ申請
その他		
計		

2. 間接補助金が受けられなかった場合、または申請額より減額して交付された場合の対応策

記入例

別紙 遂行状況報告書（京都産業21仕様）

採択後、使用する書式

申請時には提出不要

年 月 日

間接補助事業者 住所

名称 自然人にあつては氏名

及び担当者の氏名

平成29年度中小企業知的財産活動支援事業費補助金

（中小企業等外国出願支援事業）間接補助金

遂行状況報告書（中間・実績）（案）

A国（出願国ごとに記載） 申請書式様式1-1の別紙（協力承諾書）記載の資料を添付

日付	遂行状況	備考（エビデンスを添付する事・A1以下）
5月**日	申請	
6月**日	審査委員会	
7月**日	交付決定	交付決定通知書を受領 実績報告書等の提出書類には交付決定番号・基礎出願番号を記載
7月**日	事業開始	
7月**日	選任弁理士へ作業依頼	中小企業者等から選任弁理士への作業依頼
7月**日	現地代理人へ作業依頼	選任弁理士から現地代理人への作業依頼
8月**日	A国特許庁へ出願	出願書類 等（添付A1）
9月**日	A国特許庁受理書受領	受理書、出願手数料通知（現地通貨）、料金表、換算レート等（添付A2）
10月**日	中間遂行状況報告書を提出	出願国ごとに遂行状況報告書を作成し上記エビデンスを付けて京都産業21へ送付（メール添付も可）
10月**日	現地代理人請求書受領	請求額、換算レートの記載された請求書、 ^{*注1} OANDAでの換算レート差確認票（現地代理人の日付で2回換算時）等（添付A3）
11月**日	現地代理人へ送金	銀行の送金証票（送金額、換算レート）等（添付A4）
12月**日	選任弁理士請求書受領	現地代理人・国内代理人請求額の記載された請求書 郵送料・印刷費他の経費等証票（事務所手数料の場合は不要） （添付A5）
12月**日	選任弁理士へ送金	銀行の送金証票（送金額）、選任弁理士領収書等（添付A6）
12月**日	源泉徴収税を納付	**税務所に納付（選任弁理士が法人の場合は不要）（添付A7）
1月**日	実績報告書を提出	実績報告までの遂行状況報告書と必要証書類を提出
	間接補助金額確定	国・財団にて確定

B国（出願国ごとに記載） 申請書式様式1-1の別紙（協力承諾書）記載の資料を添付

日付	遂行状況	備考（エビデンスを添付する事・B1以下）
5月**日	申請	
6月**日	審査委員会	
7月**日	交付決定	交付決定通知書を受領 実績報告書等の提出書類には交付決定番号・基礎出願番号を記載
7月**日	事業開始	
7月**日	選任弁理士へ作業依頼	中小企業者等から選任弁理士への作業依頼書等
7月**日	現地代理人へ作業依頼	選任弁理士から現地代理人への作業依頼書等
8月**日	B国特許庁へ出願	出願書類 等（添付B1）
9月**日	B国特許庁受理書受領	受理書、出願手数料通知（現地通貨）、料金表、換算レート等（添付B2）
10月**日	中間遂行状況報告書を提出	出願国ごとに遂行状況報告書を作成し上記エビデンスを付けて京都産業21へ送付（メール添付も可）
10月**日	現地代理人請求書受領	請求額、換算レートの記載された請求書、 ^{*注1)} OANDAでの換算レート差確認票（現地代理人の日付で2回換算時）等（添付A3）
11月**日	現地代理人へ送金	銀行の送金証票（送金額、換算レート）等（添付B4）
12月**日	選任弁理士請求書受領	現地代理人・国内代理人請求額の記載された請求書 郵送費・印刷費他の経費等証票（事務所手数料の場合は不要） （添付B5）
12月**日	選任弁理士へ送金	銀行の送金証票（送金額）、選任弁理士領収書等（添付B6）
12月**日	源泉徴収税を納付	**税務所に納付（選任弁理士が法人の場合は不要）（添付B7）
1月**日	実績報告書を提出	実績報告までの遂行状況報告書と必要証書類を提出
	間接補助金額確定	国・財団にて確定

*注1) 商標の場合は現地代理人、各国特許庁をWIPO事務局と置き換える。